社会福祉法人葵会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人葵会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び 第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受けとる報酬、及び実費弁償費が発生した場合、適宜に支給する費用を含む。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。
 - (1) 常勤の理事 報酬(実費弁償費が発生した場合に適宜支給)
 - (2) 非常勤の役員 報酬 (実費弁償費が発生した場合に適宜支給)
 - (3) 評 議 員 報酬 (実費弁償費が発生した場合に適宜支給)

(報酬等の額の算定方法)

- 第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に 定める範囲内で、理事会において決定する。
 - (1) 報酬 【別表第1】に定める額とする。
 - (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は【別表第2】に定める額とする。
 - (3) 評議員に対する報酬の額は【別表第3】に定める額とする。

(報酬等の支給方法及び形態)

- 第5条 以下の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
 - 1 常勤理事に対する報酬は、銀行振込にて毎月 25 日に支給する。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に支給)
 - 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席、法人・施 設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。
 - 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を差し引いて支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な条項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、評議員会の決議を受けること。

附則

この規程は、平成29年6月18日より施行する。

附則

この規程は、令和元年6月16日より施行する。

附則

この規程は、令和2年6月11日より施行する。

【別表第1】(常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	月額 300,000 円	

【月額には交通費は含まれておらず、別途 4,100 円を支給】

【別表第2】(非常勤の役員の報酬等)

名称	日額	実費弁償費
理事会、※評議員会への出	席 10,000 円	発生した場合に適宜支給
理事会への出席	40,000 円	発生した場合に適宜支給
(大阪以東在住者)		
上記の他、法人・施設	10,000 円	発生した場合に適宜支給
業務のため出勤		

※役員が評議員会に出席を求められる場合。

【別表第3】(評議員の報酬等)

名 称	日 額	実費弁償費
評議員会への出席	10,000 円	発生した場合に適宜支給
評議員会への出席	40,000 円	発生した場合に適宜支給
(大阪以東在住者)		
上記の他、法人・施設	10,000 円	発生した場合に適宜支給
業務のため出勤		